

香川労働局発表
平成26年9月1日

担 当	香川労働局労働基準部賃金室	
	賃金室長	松木 浩章
	室長補佐	秋友 高廣
	電 話	(087) 811-8919
	夜 間	(087) 811-8926

香川県最低賃金の改正決定（発効）について

— 10月1日から16円引き上げて時間額702円 —

平成26年度香川県最低賃金について、9月1日付けで香川労働局長（加藤^{かとう} 敏彦^{としひこ}）が下記のとおり改正決定し、本日、官報に掲載して公示を行い（別紙参照）、本年10月1日から発効することとなった。

発効日が10月1日となったのは、平成21年度以来5年ぶりである。

香川県最低賃金の改正については、本年8月5日に香川地方最低賃金審議会（会長^{まつうらあきはる} 松浦明治 弁護士）より香川労働局長宛答申され、同答申内容に基づき、従来の最低賃金額（時間額686円）を16円（2.33%）引き上げて時間額702円としたものである。

香川県最低賃金は、香川県内で事業を営む使用者と、当該使用者に使用される労働者のすべてに適用される。香川労働局においては、今後、香川県内の地方公共団体や使用者団体・労働者団体等を通じて、改定後の最低賃金額の周知を図るとともに、事業場に対する監督指導等により、最低賃金の履行確保に万全を期すこととしている。

香川県内の事業場数は約3万7千、労働者数は約40万4千人である。

記

最低賃金件名	時間額	引上げ額	発効日
香川県最低賃金	702円	16円	平成26年10月1日

医用電気機器—第2—60部：歯科器械の基礎安全及び基本性能に関する個別
T 80601—2—60
要求事項
医用電気機器—第2—61部：X線オキシメータの基礎安全及び基本性能に
T 80601—2—61
関する個別要求事項
2. 改正された日本工業規格
医用電気機器—第2—2部：電気手術器（電気メス）及びその附属品の基礎
T 0601—2—2
安全及び基本性能に関する個別要求事項
医用電気機器—第2—25部：心電計の基礎安全及び基本性能に関する個別要
T 0601—2—25
求事項

(内容省略)
備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ (<http://www.jisc.go.jp>) において閲覧に供す
る。また、経済産業省産業技術環境局基礎施設政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局長経済
産業部並びに厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器・再生医療等製品審査管理室において
も閲覧に供する。

取 題

最低賃金の改正決定に関する公示
栃木労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、栃木県最低賃金（昭和55年栃木労働
基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
平成26年9月1日
栃木労働局長 堀江 雅和

第4号中「1時間718円」を「1時間733円」に
改める。
千葉労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、千葉県最低賃金（昭和55年千葉労働
基準局最低賃金公示第7号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
平成26年9月1日
千葉労働局長 小澤 真一

第4号中「1時間777円」を「1時間798円」に
改める。
東京労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、東京都最低賃金（昭和55年東京労働
基準局最低賃金公示第8号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
平成26年9月1日
東京労働局長 西岸 正人

神奈川労働局最低賃金公示第4号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、神奈川県最低賃金（昭和55年神奈
川労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次の
ように改正する決定をしたので、同法第14条第1
項の規定により公示する。
平成26年9月1日
神奈川労働局長 水野 知規

第4号中「1時間868円」を「1時間887円」に
改める。
富山労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、富山県最低賃金（昭和55年富山労働
基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
平成26年9月1日
富山労働局長 吉田 研一

第4号中「1時間712円」を「1時間728円」に
改める。
山梨労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、山梨県最低賃金（昭和55年山梨労働
基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
平成26年9月1日
山梨労働局長 三浦 宏二

長野労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、長野県最低賃金（昭和55年長野労働
基準局最低賃金公示第5号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
平成26年9月1日
長野労働局長 高森 洋志

愛知労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働
基準局最低賃金公示第6号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
平成26年9月1日
愛知労働局長 藤澤 勝博

三重労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、三重県最低賃金（昭和55年三重労働
基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
平成26年9月1日
三重労働局長 川口 達三

兵庫労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働
基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
平成26年9月1日
兵庫労働局長 中山 明広

広島労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、広島県最低賃金（昭和55年広島労働
基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
平成26年9月1日
広島労働局長 河合 智則

山口労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、山口県最低賃金（昭和55年山口労働
基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
平成26年9月1日
山口労働局長 山口 晃

徳島労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、徳島県最低賃金（昭和55年徳島労働
基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
平成26年9月1日
徳島労働局長 樋野 浩平

香川労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、香川県最低賃金（昭和55年香川労働
基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の
規定により公示する。
平成26年9月1日
香川労働局長 加藤 敏彦

第4号中「1時間706円」を「1時間721円」に改める。

第4号中「1時間761円」を「1時間776円」に改める。

第4号中「1時間686円」を「1時間702円」に改める。

最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要

1 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業に関わりなく地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば電気機械器具製造業、自動車小売業など特定の産業に働く労働者に適用される「特定最低賃金」の二種類が設定されている。

3 最低賃金の決定と最低賃金審議会

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、

- ①労働者の生計費
- ②労働者の賃金
- ③通常の事業の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定又は改定されることとなっており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれており、地域別最低賃金は、各地方最低賃金審議会の審議を経て、都道府県労働局長が決定又は改定することとなっている。

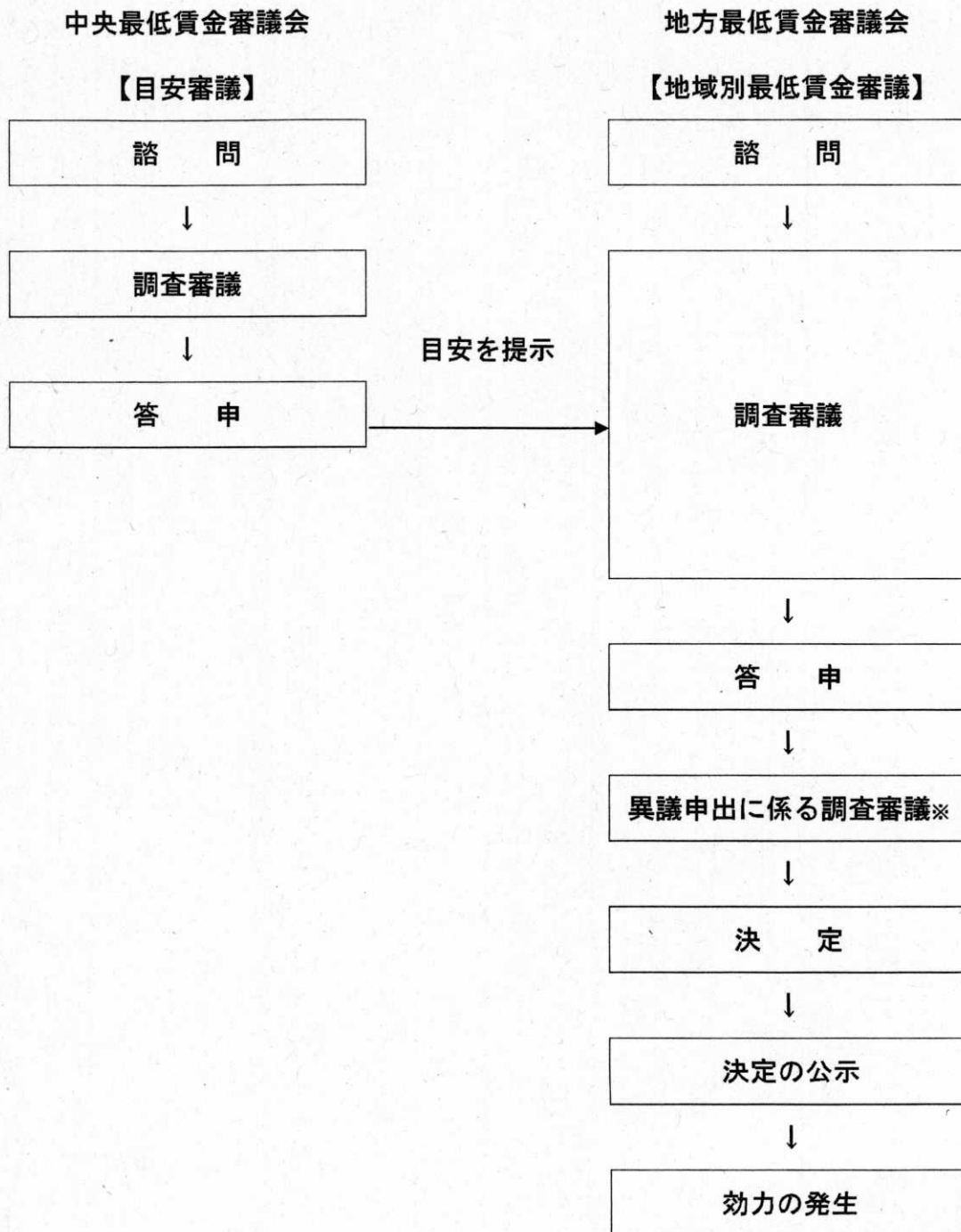
4 地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示している。

また、目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされている。

なお、地域別最低賃金額の表示については、従来、日額・時間額併用方式となっていたが、平成14年度以降時間額単独方式に移行されており、目安についても、平成14年度以降時間額で示すこととなっている。

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

四国各県の地域別最低賃金の推移
(平成3～25年度)

		香 川			徳 島		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上率	引上額	最賃額	引上率	最賃額	引上率	最賃額	引上率
3	日 額	3,983	4.93	187	3,981	4.87	3,982	4.90	3,981	4.87
	時間額	499	5.05	24	498	4.84	498	4.84	498	4.84
4	日 額	4,152	4.24	169	4,151	4.27	4,152	4.27	4,150	4.25
	時間額	520	4.21	21	520	4.42	520	4.42	520	4.42
5	日 額	4,283	3.16	131	4,282	3.16	4,283	3.16	4,281	3.16
	時間額	537	3.27	17	536	3.08	536	3.08	536	3.08
6	日 額	4,388	2.45	105	4,385	2.41	4,386	2.40	4,383	2.38
	時間額	550	2.42	13	550	2.61	550	2.61	550	2.61
7	日 額	4,497	2.48	109	4,485	2.28	4,486	2.28	4,483	2.28
	時間額	565	2.73	15	563	2.36	563	2.36	562	2.18
8	日 額	4,599	2.27	102	4,581	2.14	4,582	2.14	4,578	2.12
	時間額	577	2.12	12	574	1.95	574	1.95	573	1.96
9	日 額	4,709	2.39	110	4,684	2.25	4,685	2.25	4,680	2.23
	時間額	590	2.25	13	588	2.44	588	2.44	585	2.09
10	日 額	4,802	1.97	93	4,770	1.84	4,770	1.81	4,764	1.79
	時間額	602	2.03	12	597	1.53	597	1.53	596	1.88
11	日 額	4,849	0.98	47	4,813	0.90	4,813	0.90	4,807	0.90
	時間額	608	1.00	6	602	0.84	602	0.84	601	0.84
12	日 額	4,891	0.87	42	4,852	0.81	4,852	0.81	4,845	0.79
	時間額	613	0.82	5	607	0.83	607	0.83	606	0.83
13	日 額	4,926	0.72	35	4,885	0.68	4,885	0.68	4,878	0.68
	時間額	618	0.81	5	611	0.66	611	0.66	610	0.66
14	日 額	廃止	—	—	廃止	—	廃止	—	廃止	—
	時間額	618	0.00	0	611	0.00	611	0.00	611	0.16
15	時間額	619	0.16	1	611	0.00	611	0.00	611	0.00
16	時間額	620	0.16	1	612	0.16	612	0.16	611	0.00
17	時間額	625	0.81	5	615	0.49	614	0.33	613	0.33
18	時間額	629	0.64	4	617	0.33	616	0.33	615	0.33
19	時間額	640	1.75	11	625	1.30	623	1.14	622	1.14
20	時間額	651	1.72	11	632	1.12	631	1.28	630	1.29
21	時間額	652	0.15	1	633	0.16	632	0.16	631	0.16
22	時間額	664	1.84	12	645	1.90	644	1.90	642	1.74
23	時間額	667	0.45	3	647	0.31	647	0.47	645	0.47
24	時間額	674	1.05	7	654	1.08	654	1.08	652	1.09
25	時間額	686	1.78	12	666	1.83	666	1.83	664	1.84

*発効年月日は、平成4年度の徳島のみが10月2日、その他は平成18年度までは各県とも10月1日である。
平成19年度は、徳島、香川が10月21日、愛媛が10月25日、高知が10月26日である。
平成20年度は、徳島が11月7日、香川が10月19日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。
平成21年度は、各県とも10月1日である。
平成22年度は、徳島、香川が10月16日、愛媛、高知が10月27日である。
平成23年度は、徳島が10月15日、香川が10月5日、愛媛が10月20日、高知が10月26日である。
平成24年度は、徳島が10月19日、香川が10月5日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。
平成25年度は、徳島が10月30日、香川が10月24日、愛媛が10月31日、高知が10月26日である。